

(別紙)

◎ 手持ち工事数（くじ落札）による落札制限制度について

1 目的

宇佐市が発注する建設工事の品質の確保及びダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格による落札決定（電子くじ）について落札制限を行う。

2 制限の対象

最低制限価格の応札により、電子くじにて落札決定された手持ち工事件数

3 制限対象となる手持ち工事の定義

以下のすべてに該当したものを手持ち工事とする。

- (1) 宇佐市が要件設定型一般競争入札又は指名競争入札により発注したもの（災害復旧工事を除く。）
- (2) 建設業法第3条に規定する業種が同一のもの
- (3) 入札金額が最低制限価格と同額であり、落札決定が電子くじによって行われたもの
- (4) 制限対象工事（開札したところ最低制限価格による複数の応札があるため、電子くじによる落札者決定をすることとなった工事をいう。以下同じ。）の入札公告若しくは指名通知の日の前日までに工事完成通知が提出されていないもの又は制限対象工事の開札日に（1）から（3）に該当したもの

4 手持ち工事の基準日

手持ち工事制限を判定する基準日は次のとおりとする。

制限対象工事の入札公告又は指名通知日とする。ただし、**制限対象工事と同日の開札によって**上記3（1）から（3）に該当したものとして落札決定したものは手持ち工事件数として取り扱う。

※ 共同企業体の場合は、同一の共同企業体（同一の構成）で受注したものが対象となる。

5 制限数

2の制限対象手持ち工事を2件保有している場合、制限対象となり、これを超える手持ち工事は受注できない。ただし、6に該当する優遇措置対象者の場合は3件とする。

6 宇佐市優良建設工事表彰の受賞による優遇措置について

入札公告日又は指名通知日の属する年度より前の過去5年度の間に、手持ち工事と同一の業種で「宇佐市優良建設工事表彰」を受けた者にとっては、優遇措置の対象とする。

7 制限条件の具体例

制限対象工事の入札において、次のいずれかの状態になったときには、くじに参加できなくなる。

- (1) 制限対象工事の入札公告又は指名通知時点において、3の要件を満たす手持ち工事（3の(4)の「又は」以降を除く。）(※1)を2件（6の対象となった場合は3件(※2))保有していた場合

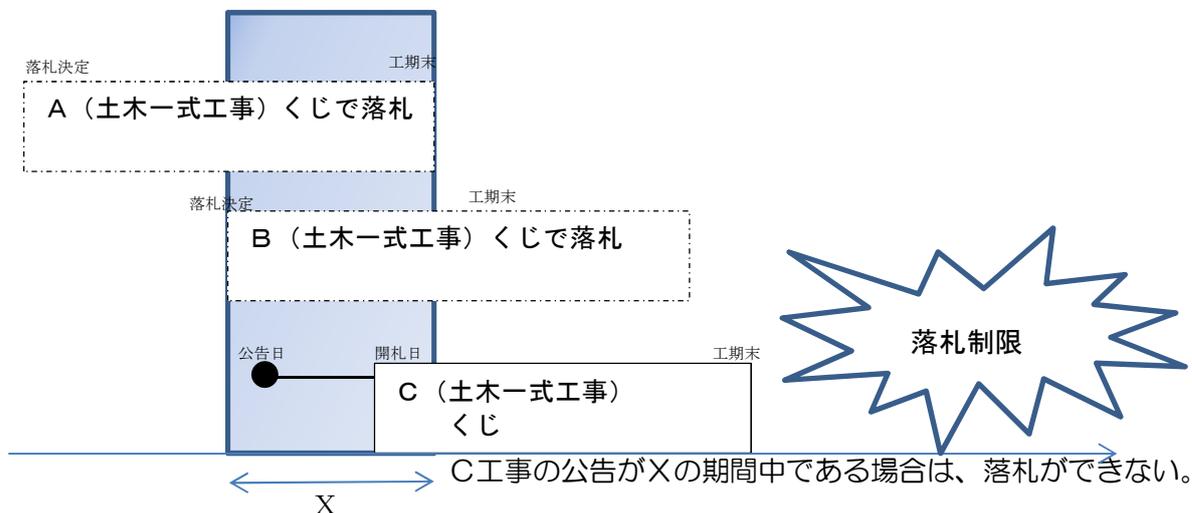
- (2) (※1)の手持ち工事並びに制限対象工事の開札日において同一の日に3の(4)の「又」は以降の条件に該当したことにより手持ち工事となったものを加えて2件(※2について同じ。)の保有となった場合

- (3) 制限対象工事の開札日において同一の日に3の(4)の「又」は以降の条件に該当したことにより手持ち工事となったものが2件(※2について同じ。)の保有となった場合

● 手持ち工事（くじ落札）による制限例

※1 本項で「くじ」と表記している場合は、すべて「最低制限価格による同価格入札のくじ」という趣旨である。

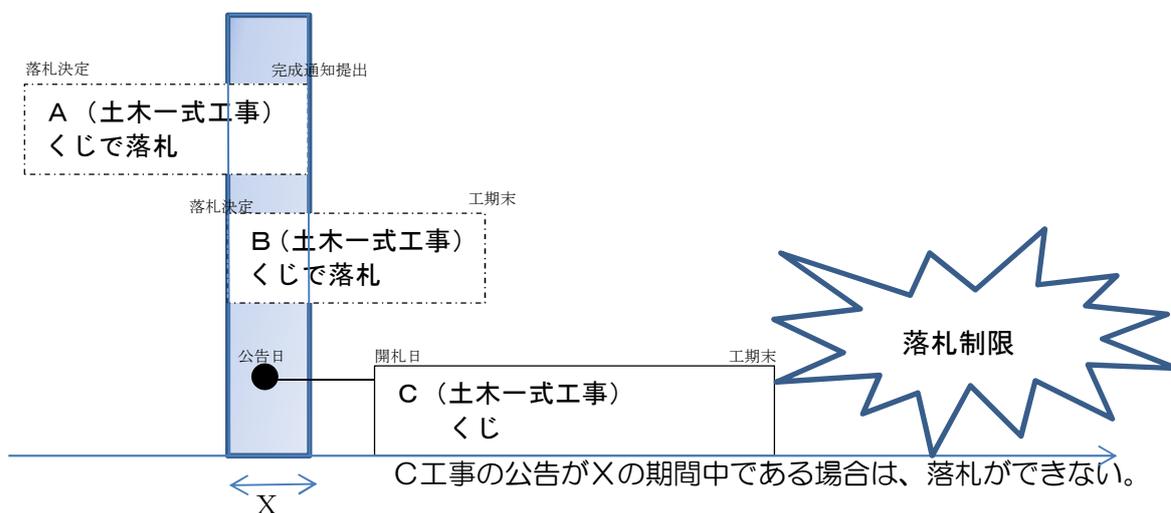
図①



【図①の解説】

図中の点線の2工事を受注している業者の場合、Xの期間中は手持ち工事が2件となっている。公告がXの期間中にされた場合にC工事が最低制限価格によるくじ引きとなった場合は、落札制限の対象となるため、C工事の落札者にはなることができない。

図②

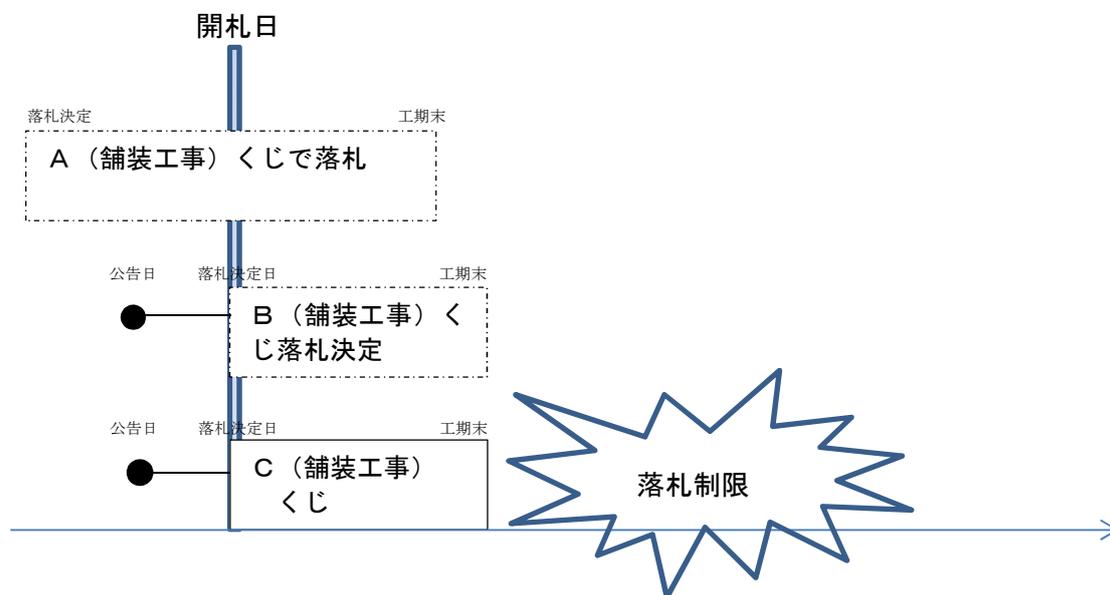


【図②の解説】

図中の点線の2工事を受注している業者の場合、Xの期間中は手持ち工事が2件となっている。C工事の開札はA工事の終了後となるので、その時点では手持ち工事は1件だが、基準日はあくまでも公告日である。C工事の公告は、Xの期間中にされているため落札制限の対象となる。そのため、C工事がくじとなった場合は、この図の者は落札者にはなることができない。

図③

同一の開札日にくじになる入札案件が複数生じた場合の特別な対応



【図③の解説】

図中の点線のA工事を受注している業者がB工事をくじによって落札決定した場合、同日開札のC工事がくじになった場合は、参加ができない。公告・指名通知日を基準日としない特殊事例である。